

## 日本農業市場学会賞授与規程

1. 日本農業市場学会は、会則第 3 条 4 項に基づき、優れた研究業績をあげた会員に対して、学会賞を授与する。
2. 学会賞は次の 2 種類とする。
  - (1) 日本農業市場学会賞： 表彰を行う前年の 3 月末日に至る 3 年間に特に優れた研究業績を公刊した会員に授与する。
  - (2) 日本農業市場学会奨励賞： 表彰を行う前年の 3 月末日に至る 2 年間に優れた研究業績を公刊し、今後、一層の発展が期待される、満 40 歳未満の会員に授与する。
3. 授賞者はそれぞれ毎年 2 名以内とし、総会の場において表彰する。
4. 表彰は賞状と副賞による。
5. 学会賞の選考のために、複数の委員からなる選考委員会を設ける。選考委員は理事会の議を経て会長が委嘱し、委員長は副会長が務める。選考委員の任期は 2 年とする。
6. 選考委員会は、総会の前日までに学会賞の候補者を選考し、その経過と選考理由を付して会長に報告する。
7. 会長は選考委員会の報告を理事会にはかり、それぞれ出席理事の過半数の賛成を得た者を学会賞授賞者と決定する。
8. 会員は学会賞候補者を推薦することができる。候補者を推薦しようとする者は、毎年、3 月末までに授賞候補者の氏名、所属機関、略歴、対象論文または単行本とその要約（2000 字以内）、推薦者、推薦理由、を添付して、選考委員会委員長に提出しなければならない。
9. 学会賞の資金は、会員その他からの寄付金による。
10. 本規程の改廃は理事会において行い、総会に報告する。

1993 年 4 月 4 日に改正し、1993 年 4 月 6 日から施行する。

2003 年 7 月 5 日改正し、同日施行する。

[備考] 奨励賞は、本学会の功労者であり名誉会員であった故・川村琢、故・美土路達雄両氏の遺族から本学会に対してなされた寄付を基に設けられたものである。そのため、同賞の別称を「川村・美土路賞」とする。